

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公開（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 契約の相手方の法人番号 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠規程及び理由 | 予定価格 (単位：円) | 契約金額 (単位：円) | 落札率 | 再就職の 役員の 数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|--|---|------------|--|---------------|--|---|----------------|--------|------------------|-------------|-----------------------|-----------------|------|
| | | | | | | | | | | 公益法人 の区分 | 国認定、 都道府県 認定の区分 | 応札・ 応募者 数 | |
| 「ハイパフォーマンススポーツセンターネットワークを通じた医・科学、情報サポートの展開」事業における人材データベースの改修 | 契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 芦立 訓 東京都新宿区霞ヶ丘町4-1 | R5. 10. 4 | 株式会社オープンソース・ワークショップ 東京都中央区晴海三丁目13番1-4807号 | 5010601039398 | 本件で改修しようとするサポート・スペシャリスト向けの研究・支援実績登録データベースは、Amazon社が提供するクラウドサービス「AWS (Amazon Web Services)」上に、株式会社オープンソース・ワークショップが、当センター向けに独自に開発及びカスタマイズして構築したものであり、プラグイン等の人材DB改修に必要なソースコードは非開示である。以上のことから、同社に本調査を委託することが最も合理的であるため。 | 同種の他の契約の 予定価格を類推される おそれがあるため 公表しない | 12,100,000 | - | 0 | - | - | - | |
| 令和5年度ポストスポーツ・フォー・トゥモロー推進事業 (1,000万円規模) | 契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 芦立 訓 東京都新宿区霞ヶ丘町4-1 | R5. 10. 5 | 特定非営利活動法人田川市スポーツ協会 福岡県田川市大字伊田2550-1 | 3290805007893 | 【会計規則第18条第4項：契約の性質又は目的が競争を許さない場合】 公募で選定された者との契約であるため。 | 10,000,000 | 9,990,998 | 99.99% | 0 | - | - | - | 概算契約 |
| 令和4事業年度財務諸表の官報公告掲載 | 契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 芦立 訓 東京都新宿区霞ヶ丘町4-1 | R5. 10. 16 | 東京官書普及株式会社 東京都千代田区神田錦町1-2 | 1010001034053 | 【会計規則第18条第4項：契約の性質又は目的が競争を許さない場合】 官報掲載の事務を取り扱う唯一の者であるため。 | 同種の他の契約の 予定価格を類推される おそれがあるため 公表しない | 1,431,114 | - | 0 | - | - | - | |
| 5期スポーツくじ販売払戻システム更改に伴うConnecure回線調達 | 契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 芦立 訓 東京都新宿区霞ヶ丘町4-1 | R5. 10. 27 | 株式会社NTTデータ 東京都江東区豊洲3-3-3 | 6010601062093 | 【会計規則第18条第4項：契約の性質又は目的が競争を許さない場合】 信金中央金庫、三井住友銀行、みずほ銀行は株式会社エヌ・ティ・ティ・データが提供する金融機関向けINS後継回線ファイル伝送サービスである「AnserDATAPORT®」を採用しており、センターシステムを金融機関が採用する当サービスへ接続するためには、NTTデータが提供する閉域サービス通信回線「Connecure®」を選定する必要があるため。 | 同種の他の契約の 予定価格を類推される おそれがあるため 公表しない | 15,246,550 | - | 0 | - | - | - | |
| 新スポーツくじ端末構築総合テストに係る現行センターシステムでの関連作業実施 | 契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 芦立 訓 東京都新宿区霞ヶ丘町4-1 | R5. 10. 31 | 富士通株式会社パブリック&ヘルスケア事業本部官庁第二事業部 東京都港区東新橋1-5-2 | 1020001071491 | 【会計規則第18条第4項：競争に付することが不利と認められる場合】 現行センターシステム調達時に予め詳細要件を記載することは困難であり、次期スポーツくじ端末調達時に本作業を含めた場合や、本作業を切り出して一般競争等に付して現行センターシステム運用担当業者以外が本作業を行うことになった場合も、作業による影響特定が非効率、不正確となることに加えて、稼働後の障害発生時においても問題箇所の特定が著しく困難となり、責任（契約不適合責任）が不明確となる蓋然性が高く、センターにとって著しく不利な契約となる虞があるため。 | 同種の他の契約の 予定価格を類推される おそれがあるため 公表しない | 32,780,000 | - | 0 | - | - | - | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 契約の相手方の法人番号 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠規程及び理由 | 予定価格 (単位：円) | 契約金額 (単位：円) | 落札率 | 再就職の 役員の 数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|---|---|------------|---------------------------------|---------------|--|--|----------------|-----|------------------|---------------------|---------------------------|-----------------|----|
| | | | | | | | | | | 公益 法人 の区 分 | 国認定、 都道府県 認定の区 分 | 応札・ 応募者 数 | |
| 競技者食事記録システム スマートフォン用アプリケーションの開発 | 契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 芦立 訓 東京都新宿区霞ヶ丘町4-1 | R5. 10. 31 | foo. log株式会社 東京都文京区本郷4-37-17 | 2010001141963 | 【会計規則第18条第4項：契約の性質又は目的が競争を許さない場合】 競技者食事記録システムに使用されている画像解析の基礎技術は、東京大学相澤研究室で研究・開発されたものであり（本システムの開発以前に国立スポーツ科学センターと東京大学は共同研究を実施しており、本システムに当時の先進的な技術が採用されている）、同技術に関わる知的財産の独占的なライセンスを東京大学より受け、食事記録のクラウドサービス事業を展開しているのがfoo. log社である。（東京大学の学術成果を知的財産権として運用する「株式会社東京大学TLO」とfoo. log社が独占的契約を交わしている）このため、同技術を核心部に使用している競技者食事記録システムの保守を安全かつ適性を実施することは、foo. log社にしか行うことができない。 加え、本システムをクラウドサービスと連動させ、システム仕様合う正確な食事データをシステムにフィードバックする運用についても、foo. log社にしか行うことができないため。 | 同種その他の契約の 予定価格を類推されるおそれがある ため公表しない | 4,521,000 | — | 0 | — | — | — | |
| スマートフォン用アプリケーションの開発に伴う競技者栄養評価システム (mellonⅡ) の機能改修 | 契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 芦立 訓 東京都新宿区霞ヶ丘町4-1 | R5. 10. 27 | ソフトム株式会社 東京都文京区大塚2-1-9 | 7010001004348 | 【会計規則第18条第4項：契約の性質又は目的が競争を許さない場合】 ソフトム株式会社が開発を行い、自社において著作権を有しているパッケージソフトウェア「ソフトメリット.NET」をベースに、カスタマイズを施して製作されている。同ソフトウェアのプログラムソースは公表されておらず、また、カスタマイズ詳細も同様である。ライセンス更新業務においては必要に応じてプログラムの調整なども含まれるが、同システムを熟知しない者が作業を行えば、データの一貫性が損なわれることや重要なデータの消失等の不具合が発生する可能性がある。これらのことからmellonⅡのライセンス更新を安全かつ適正に遂行できるのは、開発者であるソフトム株式会社のみであると考えられるため。 | 同種その他の契約の 予定価格を類推されるおそれがある ため公表しない | 2,946,240 | — | 0 | — | — | — | |

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。